

申6号

「電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う体制変更について」 に関する申し入れ団体交渉開催 全3項議論終了

電車線モニタリングの成果と課題、電力設備技セの出面数△3の根拠が示される！

1. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う検査体系の見直し施策については、安全性・安定性の向上に寄与する施策とすること。また、技術力が低下しない業務体制を確立すること。

電車線モニタリングの成果・課題

- ⇒高所・夜間作業(至近距離検査)の削減による社員の負担軽減と安全性に寄与。
- ⇒年1回の至近距離検査が、年4回のEast-i走行によるモニタリングとなることで詳細なデータ管理を行うことが出来る。
- ⇒トロッコ線の残存径(摩耗状態)について、モニタリングの測定結果と至近距離検査の結果に大きな誤差はなく、安全・安定輸送に影響はない。
- ⇒課題として、モニタリングで検査できない碍子等の支持物のサビや取り付け状態の検査は、3年に1回の近接検査や1年に1回の地上からの巡視として残る。塩害、特にトンネル内の碍子など雨洗効果が期待できない箇所は要注意設備として管理している。

千葉電力設備技術センター要員体制(出面数)一般△3の根拠

⇒電車線モニタリング導入エリア拡大の対象線区を担当する **新小岩MC、西船橋MC、千葉MC にて一般△1。**

East-i故障時の検査対応

⇒従来通りの至近距離検査を実施。

技術力向上に向けて

⇒保全標準マニュアルに則った教育は引き続き実施していく。定期的な職場内のOJT、近接検査、臨時の個別検査、直轄の修繕工事を通じて技術力の向上に努めていく。

2. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う体制変更については、社員が安心して業務につける施策とすること。

- ⇒効率的な業務執行体制を構築することで、社員の働きがいを向上させていく。
- ⇒新たな検査体制や、これまでと違った検査手法を導入することで社員が興味を示し技術力の向上に繋がる。

3. 電車線モニタリングの導入エリア拡大に伴う検査体系の見直しの施策実施後は、検証を行うこと。

- ⇒2021年度からモニタリングを導入して以降必要な検証を行い、大きな問題は見られなかった。その結果今回の拡大に繋がっている。
- ⇒施策を進めるなかで、現場からの声として「これは違う」ということがあればその都度お互いにコミュニケーションをとり、課題解決に取り組んでいく考えに変わりはない。
- ⇒日々の業務量の変化を把握し、出面数については引き続き精査していく。
- ⇒職場の変化についても、管理者は社員の声を大切に、些細な声でも拾うよう支社としても支援していく。
- ⇒超勤の実態については調べて窓口で回答する。

社員とのコミュニケーションを大事にしながら施策を進めることを確認！
引き続き労働組合として会社施策と向き合い、
働きがいのある職場を目指します！